

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例		
条 例 番 号	平成 5 年神奈川県条例第 18 号	法 規 集	第 1 編第 2 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	公職選挙法の規定に基づき、神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成等の公費負担額、支払手続について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用している。本県においても同様の趣旨から、この制度を採用しており、これを定める本条例は必要である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	県議会議員及び県知事の選挙における自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成等について公費負担をしており、候補者間の選挙運動の機会均等に有効に機能している。また、公費負担額は、衆議院議員、参議院議員の選挙に準じて定めており、適正である。	平成 19 年県議会議員及び 県知事選挙における公費 負担支給額 262,946,229 円
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	県議会議員及び県知事選挙の候補者が、一定以上の投票を得た場合に公費負担を受けることができることとするほか、支給の対象を限定し、また、算定方法を明確にしており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	公職選挙法に基づき、県議会議員及び県知事選挙の公費負担の制度を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。〕	公職選挙法に基づき、県議会議員及び県知事選挙の公費負担の制度を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>